



# 熊本県公報

第12786号  
平成30年12月25日(火)  
(毎週 火・金発行)

## 目 次

### 告 示

- 生活保護世帯からの進学の「夢」応援資金貸付要項の一部改正…………… (社会福祉課) 1
- 道路の供用開始…………… (道路保全課) 1
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の指定…………… (障がい者支援課) 2
- 身体障害者福祉法第15条第1項の規定に基づく医師の指定…………… ( " ) 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)の指定…………… ( " ) 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)の指定の更新…………… ( " ) 3
- 造成宅地防災区域の指定の解除…………… (建築課) 3
- 鳥獣捕獲等事業の変更の認定…………… (自然保護課) 3
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (建築課) 3
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… ( " ) 4
- 農用地利用配分計画の認可…………… (農地・担い手支援課) 4
- 農用地利用配分計画の認可…………… ( " ) 4
- 農用地利用配分計画の認可申請…………… ( " ) 5
- 熊本県労働委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令…………… (労働委員会) 5
- 平成30年度第2回熊本県スポーツ推進審議会の開催…………… (スポーツ推進審議会) 6
- 平成30年11月9日熊本県公告第694号(県営土地改良事業の工事完了)中…………… (農村計画課) 7

## 告 示

### 熊本県告示第1075号

生活保護世帯からの進学の「夢」応援資金貸付要項の一部を改正する要項を次のように定める。

平成30年12月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

生活保護世帯からの進学の「夢」応援資金貸付要項の一部を改正する要項の一部を次のように改正する。

第20条第1項に次のただし書を加える。  
ただし、支払猶予の際はこの限りではない。

### 附 則

この要項は、告示の日から施行し、改正後の生活保護世帯からの進学の「夢」応援資金貸付要項の規定は、平成30年4月1日から適用する。

### 熊本県告示第1076号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成30年12月25日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年12月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

## 1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	御船甲佐線	上益城郡御船町大字滝川字金堀 1837番2地先から 同所 1837番2地先まで	6.6	災害復旧

## 2 供用を開始する期日 平成30年12月25日

## 熊本県告示第1077号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。

平成30年12月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
南風苑短期入所サービスセンター 上天草市大矢野町登立8531	社会福祉法人 博友会 上天草市大矢野町登立8531 須頭 秀範	短期入所	平成31年 1月1日

## 熊本県告示第1078号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により身体障害者手帳の交付に係る診断を行う医師として次の医師を指定したので、熊本県身体障害者福祉法施行細則（平成7年熊本県規則第16号）第2条第1項の規定により告示する。

平成30年12月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

診療科目	医師の氏名	医療機関の名称及び所在地	指定年月日
泌尿器科	宮前 公一	医療法人昭陽会まえはら泌尿器科クリニック 山鹿市中975番地3	平成30年11月30日
呼吸器内科	榮田 浩文	国保水俣市立総合医療センター 水俣市天神町一丁目2番1号	平成30年11月30日

## 熊本県告示第1079号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第69条の規定により公示する。

平成30年12月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(育成医療・更生医療)

指定自立支援医療機関の名称及び所在地	指定年月日
さくら調剤薬局新八代店 八代市長田町3184番地2	平成30年12月1日
南福寺調剤薬局 水俣市南福寺171番地	平成30年12月1日
熊本南前薬局道の駅 宇城市松橋町久具758番地4	平成30年12月1日
光の森ごふく薬局 菊池郡菊陽町光の森三丁目3番7号	平成30年12月1日

**熊本県告示第1080号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第69条の規定により公示する。

平成30年12月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（育成医療・更生医療）

指定自立支援医療機関の名称及び所在地	指定更新年月日
すみれ訪問看護ステーション 宇土市南段原町164番地5	平成30年12月1日
セントケア訪問看護ステーション合志 合志市幾久富1656番地459	平成30年12月1日
株式会社ゆのうら調剤薬局 葦北郡芦北町大字湯浦232番地7	平成30年12月1日
ココ薬局 人吉市南泉田町75番地5	平成30年12月1日
有限会社カミシマ薬局 上天草市龍ヶ岳町高戸1427番地	平成30年12月1日

**熊本県告示第1081号**

宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第20条第2項の規定により平成30年3月13日熊本県告示第203号（造成宅地防災区域の指定）で指定した次の造成宅地防災区域の指定を解除するので、同条第3項において準用する同法第3条第3項の規定により公示する。

平成30年12月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 立石地区（その1）造成宅地防災区域  
阿蘇郡南阿蘇村大字立野字立石1481番1、1481番3
- 立石地区（その2）造成宅地防災区域  
阿蘇郡南阿蘇村大字立野字立石1453番4

（「次の図」は、省略し、その図面を熊本県土木部建築住宅局建築課及び南阿蘇村役場に備え置いて縦覧に供する。）

**熊本県告示第1082号**

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第18条の7第1項の変更の認定をしたので、同条第2項において準用する同法第18条の5第2項の規定により次のとおり公示する。

平成30年12月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

変更の認定を受けた鳥獣捕獲等事業者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社九州自然環境研究所  
菊池郡菊陽町大字原水1159番地5  
中園 朝子

**公 告**

**熊本県公告第785号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成30年12月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
上益城郡益城町大字島田字馬場崎1233番3、同1233番4、同1234番2及び同1235番2  
300.72平方メートル
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
熊本市北区鶴羽田二丁目10番7号リバティヒルズ菊南203号  
住永 朝枝

熊本県公告第786号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。  
平成30年12月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
菊池郡大津町大字室字狐平1521番、同1522番、同1523番、同1524番、同1525番、同1550番、同1551番、同1552番、同1553番、同1558番22、同1558番23、同1558番24、同1558番25、同1558番26、同1558番27及び里道の一部  
16, 433.34平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
菊池郡大津町大林1380番地1  
有限会社金銀土地

熊本県公告第787号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告する。  
平成30年12月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
農事組合法人かし ま広域農場	上益城郡嘉島町上島	上益城郡嘉島町大字上島字北鶴1849番ほか10筆
上野 哲郎	阿蘇市車帰	阿蘇市赤水字平ノ前1050番
上野 哲郎	阿蘇市車帰	阿蘇市車帰字橋ノ本520番ほか23筆
上野 哲郎	阿蘇市車帰	阿蘇市車帰字橋ノ本536番1ほか23筆
岩田 明	球磨郡あさぎり町免田東	球磨郡あさぎり町免田東字築地4932番ほか3筆
小見田 裕史	球磨郡あさぎり町岡原北	球磨郡あさぎり町岡原北字伊勢本687番
恒松 明男	球磨郡あさぎり町免田東	球磨郡あさぎり町免田東字北築地4815番
松本 廣幸	球磨郡あさぎり町免田東	球磨郡あさぎり町免田東字北築地4574番ほか1筆
片瀬 克徳	球磨郡あさぎり町岡原南	球磨郡あさぎり町岡原北字宮野171番1ほか3筆
松山 勇	球磨郡錦町木上北	球磨郡相良村大字川辺字朝ノ迫185番22

- 2 認可年月日  
平成30年12月18日

熊本県公告第788号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告する。  
平成30年12月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
大村 礼美	菊池郡大津町矢護川	菊池郡大津町大字矢護川字東原1918番2ほか1筆

内村 義嗣	菊池郡菊陽町久保田	菊池郡菊陽町大字久保田字堀向1041番
有限会社オーガニックプロデュース	熊本市北区楡木	菊池郡菊陽町大字久保田字中原3096番1
吉岡 正和	菊池郡菊陽町津久礼	菊池郡菊陽町大字津久礼字松ノ本669番ほか3筆
有限会社火の国ファーム	菊池郡菊陽町原水	菊池郡菊陽町大字原水字仲山5915番ほか1筆
末川 克博	熊本市西区河内町船津	荒尾市府本字前嶽1514番2ほか6筆
田尻 新治	玉名市天水町小天	玉名市天水町小天字麻拂21番1ほか9筆
荒木 正貢	玉名郡和水町山十町	玉名郡和水町山十町字坂本337番7ほか8筆

2 認可年月日  
平成30年12月21日

**熊本県公告第789号**

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成30年12月25日から平成31年1月7日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。  
平成30年12月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
上田 和史	荒尾市川登	荒尾市川登字下中楽1379番1ほか8筆 〔一次利用地 荒尾市川登字日渡13番1ほか1筆〕
谷口 秀年	八代市郡築四番町	八代市郡築四番町27番1
三角 尚登	八代市植柳上町	八代市植柳下町字道管4270番
西崎 耕一	八代市大福寺町	八代市植柳下町字湫1414番1ほか5筆
田上 清次	八代市植柳下町	八代市植柳下町字空田4771番1
田島 幹雄	八代市古城町	八代市葭牟田町字水源129番
江副 秋成	八代市鏡町北新地	八代市鏡町芝口字式〇番割904番ほか3筆
農事組合法人鶴喰 なの花村	八代市坂本町鶴喰	八代市坂本町鶴喰字戸田谷3279番1ほか7筆
宮川 信之	八代市坂本町鶴喰	八代市坂本町鶴喰字田平2802番2
宮川 信之	八代市坂本町鶴喰	八代市坂本町鶴喰字開田11番ほか3筆
濱崎 吉晴	天草市河浦町久留	天草市河浦町久留字丸友4289番

2 申請年月日  
平成30年12月14日

登載依頼

**熊本県労働委員会訓令第1号**

労働委員会事務局

熊本県労働委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
平成30年12月25日

熊本県労働委員会 会長 原田 信 輔

熊本県労働委員会の訓令第72号、昭和48年熊本県労働委員会訓令第72号、昭和48年熊本県労働委員会訓令第72号、昭和48年熊本県労働委員会訓令第72号を次のように改める。

(7) 年報等の作成及び広報に關すること。

(8) 規程の制定及び改廢に關すること。

(9) 労働組合の資格審査に關すること。

(10) 労働協約に關すること。

(11) 不当労働行為に關すること。

(12) 総会及び公営企業の労働組合に關すること。

(15) 労働委員会の連絡及び連絡に關すること。

(16) 争議行為の発生の届出及び公益事業に關する争議行為の受理に關すること。

(17) あつせん員の候補者に関する争議行為に關すること。

(18) 労働争議のあつせん、調停及び仲裁に關すること。

(19) 公益事業の争議行為に關する争議行為違反適用の請求に關すること。

(20) 労働争議の係争調査に關すること。

(21) 個別労働関係紛争のあつせんに關すること。

(22) 地方労働管営等に関する法律（昭和27年法律第289号）第5条第2項の認定及び告示に關すること。

第5条中第23号を削り、第24号を第23号とする。

第6条第1号中「職員」を「事務局長及び課長」に改め、同条第2号中「事務局長の旅除命令、課長」を「委員、事務局長及び課長」に改め、「及び職員（事務局長及び課長を除く。）の県外旅行命令」を削り、同条第4号から第12号までを次のように改める。

(4) 職員の担当事務の決定に關すること。

(5) 通知、照会、回答、報告その他往復文書に關すること。

(6) 事務局の諸規程の制定改廢に關すること（総会又は公益委員会議に付議すべきものを除く）。

(7) 組合の資格審査に關する担当職員の指名に關すること。

(8) 不当労働行為事件の審査に關する担当職員の指名に關すること。

(9) 総会又は公益委員会議等で決定された事項の施行に關すること。

(10) 労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条違反事件の審査に關する担当職員の指名に關すること。

(11) 労働争議のあつせん、調停、仲裁等各事件に關する担当職員の指名に關すること。

(12) 個別労働関係紛争のあつせんに關する担当職員の指名に關すること。

第7条第1号中「職員」を「職員（事務局長及び課長を除く。）の服務及び」に改め、同条第2号中「県内旅行命令」を「旅行命令」に改める。

第10条を削る。

附 則  
この訓令は、平成31年1月1日から施行する。

熊本県スポーツ推進審議会公告第2号

平成30年度第2回熊本県スポーツ推進審議会の会議を次のとおり開催する。  
平成30年12月25日

熊本県教育長 宮尾 千加子

- 日時  
平成31年1月16日（水）  
午後3時00分から午後5時00分まで
- 場所  
県庁本館 5階 審議会室
- 議題  
(1) 第2期熊本県スポーツ推進計画について  
(2) その他  
国際スポーツ大会、南部九州インターハイについて
- 傍聴者の定員  
10人
- 傍聴手続  
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、審議会事務局の許可を得た上で、会議の会場に入ることができる。  
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 問合せ先  
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県スポーツ推進審議会事務局  
(熊本県教育庁教育指導局体育保健課スポーツ振興係)  
(電話096-333-2710)

正 誤

平成30年11月9日熊本県公告第694号（県営土地改良事業の工事完了）中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
7	27	平成28年6月30日	平成28年8月15日